

令和4年3月

館 林 地 区 消 防 組 合 議 会

第1回 定 例 会 会 議 録

館林地区消防組合

令和4年館林地区消防組合議会第1回定例会会議録

於 館林地区消防組合 3階 防災教室

議事日程

令和4年3月29日（火）午後1時00分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 監査委員の選任について
- 第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)
- 第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議書)
- 第6 議案第4号 館林地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
- 第7 議案第5号 館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する
- 第8 議案第6号 館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第7号 館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第8号 館林地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第9号 館林地区消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第10号 館林地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第11号 館林地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第12号 令和3年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第3号）

第15 議案第13号 令和4年度館林地区消防組合関係市町負担金の分賦の割合について

第16 議案第14号 令和4年度館林地区消防組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

2番	櫻井正廣君	3番	遠藤重吉君
4番	黒野一郎君	5番	針ヶ谷稔也君
6番	関根愼市君	7番	田口晴美君
8番	橋本和之君	9番	酒巻広明君
10番	小島幸典君	11番	原義裕君

説明のために出席した者

管理者	多田善洋君
副管理者	栗原実君
〃	富塚基輔君
〃	高橋純一君
〃	金子正一君
〃	野口一幸君
会計管理者	松澤直範
消防長	福地保幸
本部次長	小貫裕康
総務課長	小倉孝志
予防課長	白澤祥光
警防課長	三田直紀
通信指令課長	中田清
板倉消防署長	横村恭彦
明和消防署長	服部将幸
千代田消防署長	齊藤正登

邑楽消防署長 町 田 節 雄
救急統括 飯 島 康 明
庶務係長 堀 口 尚 志

開会及び開議

(令和4年3月29日(火)午後1時00分開会)

- 議長（櫻井正廣君） ただいままでの出席議員は10名であります。よって定足数に達しておりますので、告示第4号をもって招集されました令和4年館林地区消防組合議会第1回定例会は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

第1 会期の決定

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第1. 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期を、本日1日と決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） ご異議がないようですから、さよう決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第2. 会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員に5番針ヶ谷稔也君、6番関根慎市君を指名いたします。

第3 議案第1号 監査委員の選任について

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第3. 議案第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君。
- 管理者（多田善洋君） それでは議案第1号「監査委員の選任について」

を申し上げます。監査委員の富永裕文君は、本年3月31日をもって任期満了となります。同君は人格が高潔で、財政及び経営管理に優れた識見を有しており、監査委員として最適任者と考えますので、引き続き同君を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意くださるよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決します。議案第1号を原案どおり認定する方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第1号は、原案どおり認定いたしました。

第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

（群馬県市町村総合事務組合の規約変更

更に関する協議書）

- 議長（櫻井正廣君） 日程第4．議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君。
- 管理者（多田善洋君） 議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。本案は、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書を専決処分したものでございます。内容について申し上げますと、群馬県市町村総合事務組合の組織団体が脱退せずに退職手当の共同処理を終了する場合に、退職手当の支給事務に係る負担金の還付又は特別徴収を行えるように改正し、桐生地域医療組合が本年3月31日をもって退職手当の共同処理を終了し、邑楽館林医療組合の名称が本年4月1日より邑楽館林医療企業団と名称の変更をするため、規約の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

て、提案理由の説明といたします。

- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決します。議案第2号を原案どおり承認する方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第2号は、原案どおり承認いたしました。

第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議書について）

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第5．議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君。
- 管理者（多田善洋君） 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。本案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の増加及び規約の変更に関する協議書を専決処分したものでございます。内容について申し上げますと、本年4月1日から館林市が群馬県市町村公平委員会に加入し、邑楽館林医療事務組合の名称が邑楽館林医療企業団に変更するため規約の一部改正をするものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議 長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決します。議案第 3 号を
原案どおり承認する方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第 3 号は、原案どおり承認
いたしました。

第 6 議案第 4 号 館林地区消防組合職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例

第 7 議案第 5 号 館林地区消防組合特別職の職員の期
末手当の支給に関する条例の一部
を改正する

第 8 議案第 6 号 館林地区消防組合会計年度任用職員
の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

- 議 長（櫻井正廣君） 次に、日程第 6．議案第 4 号「館林地区消防組合
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。な
お、本議案から議案第 6 号までの 3 議案は、人事院勧告に伴い、条例の一
部を改正する議案であるため一括して議題といたします。提案理由の説明
を願います。管理者多田善洋君。
- 管理者（多田善洋君） 議案第 4 号「館林地区消防組合職員の給与に関す
る条例の一部を改正する条例」について申し上げます。本案は、国家公務
員及び群馬県職員の給与改定に準じ、本組合職員の期末手当の支給月数を
改定するため、館林地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正す
るものでございます。改正内容について申し上げます。本組合職員の期末

手当の支給月数につきまして、0.15月分引き下げ、令和4年度からの当該期末手当の引下げ分を6月期と12月期に0.075月分を均等に引下げ、令和3年12月の期末手当の分につきましては、令和4年6月分にて調整額を減じるものでございます。

次に、議案第5号「館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。本案は、本組合職員の期末手当の改定に準じて、特別職の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げ、令和4年度からの当該期末手当の引下げ分を6月期と12月期に0.075月分を均等に引下げ、令和3年12月の期末手当の分につきましては、令和4年6月分にて調整額を減じるものでございます。

次に、議案第6号「館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。本案は、議案第5号と同様に、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を引き下げるものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（櫻井正廣君） 説明がおわりましたので、3議案について、一括して質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論、採決は各議案ごとに行います。まず、議案第4号について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第4号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。次に、議案第5号について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第5号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。次に、議案第6号について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第6

号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

第9 議案第7号 館林地区消防組合職員の育児休業等 に関する条例の一部を改正する条 例

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第9. 議案第7号「館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君。
- 管理者（多田善洋君） それでは議案第7号「館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に準じ、館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。内容について申し上げますと、非常勤職員の在籍期間や任期等、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備に関する措置等を改正しようとするものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第7号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
(挙手全員)
- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第7号は、原案どおり可決いたしました。

第10 議案第8号 館林地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第10、議案第8号「館林地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君。
- 管理者（多田善洋君） それでは議案第8号「館林地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例」について申し上げます。本案は、現状の条例定数では効果、効率的な車両運用が出来ないため館林地区消防組合職員条例定数の一部を改正するものです。内容について申し上げますと、現在の191名の定数を、200名に引き上げるものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。6番関根愼市君。
- 議員（関根愼市君） 6番関根です。1点だけ聞かせていただきたいとします。提案理由の中に職員の定年退職年齢の延長ということで記載がされているわけですが、現在の定年年齢はいくつなのか。それから定年延長によって目指す年齢はいくつなのか教えていただきたいとします。
- 議長（櫻井正廣君） 消防長福地保幸君。
- 消防長（福地保幸君） ただいまの関根議員さんのご質問にお答えいたします。現在の定年は60歳です。60歳を迎えた最初の3月31日が組合条例の定年となっております。これを最終的には国と同じように65歳まで延長するようになっています。
- 議員（関根愼市君） いつの時点で65歳を目指すのか教えていただきたいとします。
- 議長（櫻井正廣君） 消防長福地保幸君。
- 消防長（福地保幸君） 定年の延長についてですが、令和5年度から1歳ずつ延びていきまして、それが2ヵ年ずつ続くこととなります。令和5年、6年が61歳、令和7年、8年が62歳、最終的には令和14年で65歳に達することとなります。
- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議 長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第 8 号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第 8 号は原案どおり可決いたしました。

第11 議案第 9 号 館林地区消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例

- 議 長（櫻井正廣君） 次に、日程第 11. 議案第 9 号「館林地区消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君。
- 管理者（多田善洋君） 議案第 9 号「館林地区消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例」について申し上げます。本案は、組織・職制において副署長をおいていないため館林地区消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正するものでございます。内容について申し上げますと、条例で定める消防長の資格の 1 つについて、副署長等の職制を削除し、階級のみ資格に改めたものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議 長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第 9 号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第 9 号は原案どおり可決いたしました。

第12 議案第10号 館林地区消防組合職員の特殊勤務手

当に関する条例の一部を改正する

条例

- 議 長（櫻井正廣君） 次に、日程第12. 議案第10号「館林地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君。
- 管理者（多田善洋君） 議案第10号「館林地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。本案は、夜間における通信指令業務の特殊性を勘案し適正運用するため館林地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものでございます。内容について申し上げますと、通信指令業務の手当を深夜帯から夜間帯として一元化を図るものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議 長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。5番針ヶ谷稔也君。
- 議 員（針ヶ谷稔也君） 5番針ヶ谷です。よろしくお願います。今回深夜時間帯を夜間時間帯という時間の変更になるわけですが、これだと時間が明確でないものですから、深夜時間帯が何時から何時の対応で、夜間時間帯が何時から何時に変更になるのか時間を明らかにしていただきたいと思えます。
- 議 長（櫻井正廣君） 総務課長小倉孝志君。
- 総務課長（小倉孝志君） 針ヶ谷議員さんの質問にお答えしたいと思います。定例会議案参考資料の16ページをご覧ください。深夜勤務というのは午後10時から午前5時までが深夜勤務となっています。それを午前6時30分までということで夜間時間というように変えるようにします。今までは午後10時から午前5時までが手当の対象時間となっていたものを午後10時から午前6時30分までを手当の対象時間とするという内容になります。
- 議 長（櫻井正廣君） 5番針ヶ谷稔也君。
- 議 員（針ヶ谷稔也君） ありがとうございます。これによって特殊性を

勘案し適正運用ということなのですが、具体的には何がどのように変わるのか。5時までの時間帯を6時半までの適用を広げるということで認識はよろしいかと思いますが、これで何が改善されるのかをお願いします。

- 議長（櫻井正廣君） 総務課長小倉孝志君。
- 総務課長（小倉孝志君） 今まで午前5時から6時半の間は200円の手当がついておりました。これを一括して400円の手当として職員の不均衡なことを是正するものでございます。
- 議長（櫻井正廣君） 5番針ヶ谷稔也君。
- 議員（針ヶ谷稔也君） 消防の内部が詳しくないものですから、どこに不均衡が生じるのか明らかでないんですが、交替制でやっている部分について交替時間との絡みでこの時間帯が重要になってくるのか、消防に詳しくない者にもわかりやすく説明いただきたいと思います。
- 議長（櫻井正廣君） 消防長福地保幸君。
- 消防長（福地保幸君） ただいまの針ヶ谷議員さんのご質問にお答えします。さきほど申しました夜間の通信勤務時間ですが、職員に10時から6時半までの勤務を割り振り2時間ずつ交替で割り振っています。その関係でたまたま割り振られる時間帯が5時を過ぎての時間ですと、同じ業務をしているのにもかかわらず金額が低いということで不均衡があったことから、その不均衡を是正するために改正をするものでございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。
- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第10号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

第13 議案第11号 館林地区消防組合消防団条例の一部 を改正する条例

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第13、議案第11号「館林地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の

説明をお願いします。管理者多田善洋君。

- 管理者（多田善洋君） それでは議案第11号「館林地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例」について申し上げます。本案は、国からの「消防団の報酬等の基準の策定等について」の通知により館林地区消防組合消防団条例の一部を改正するものでございます。内容について申し上げますと、出動手当を出動報酬とし、車両1台2,500円を1人1回2,500円に改めるものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第11号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第11は原案どおり可決いたしました。

第14 議案第12号 令和3年度館林地区消防組合一般会

計補正予算（第3号）

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第14. 議案第12号「令和3年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。管理者多田善洋君。
- 管理者（多田善洋君） それでは議案第12号「令和3年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第3号）」について申し上げます。本案は、歳入歳出予算におきまして、1億83万9千円の減額補正でございます。主な内容について申し上げますと、まず、歳出でございますが、消防本部・館林消防署旧庁舎解体工事費の確定による減額でございます。歳入につきましては、緊急消防援助隊活動負担金の交付決定による国庫補助金の増額また、基金積立金利子を減額し、事業費の確定に伴い、地方債を減額、歳出につきましては事業費の確定による増減額でございます。これにより、令和3年度の歳入歳出の総額をそれぞれ24億7,101万2千円とするもので

ございます。繰越明許費につきましては、消防本部・館林消防署旧庁舎解体工事事業及び水害対応備品を翌年度へ繰越し執行しようとするものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第12号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

第15 議案第13号 令和4年度館林地区消防組合関係市

町負担金の分賦の割合について

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第15、議案第13号「令和4年度館林地区消防組合関係市町負担金の分賦の割合について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君。
- 管理者（多田善洋君） 議案第13号「令和4年度館林地区消防組合関係市町負担金の分賦の割合について」申し上げます。本案は、本組合の経費負担金の分賦の割合について、組合規約第11条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容について申し上げますと、常備消防費の負担割合につきましては、市町の基準財政需要額と人口割により算出し、非常備消防費の負担金につきましては、市町ごとに非常備消防運営に係る必要経費を算出し、そこから起債等の特定財源を除いた額を負担するものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議 長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第13号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

第16 議案第14号 令和4年度館林地区消防組合一般会 計予算

- 議 長（櫻井正廣君） 次に、日程第16、議案第14号「令和4年度館林地区消防組合一般会計予算」を議題といたします。提案理由の説明を願います。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君。
- 管理者（多田善洋君） 議案第14号「令和4年度館林地区消防組合一般会計予算」について申し上げます。令和3年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れた一年でありました。また、オミクロン株の収束の見込みが立ちませんが、3回目のワクチン接種が関係機関の協力のもと市町で始まり、消防機関として、あらゆる災害に対する備えを続けていかなければと考えます。今まで当たり前のように行われていた行事や大きなイベントが開催中止や縮小を余儀なくされているところではございますが、令和4年度は、新しい取り組みを検討し、住民の求めに応じられるよう安全で安心な暮らしを守るため、効率的な事務事業により節減を図りながらも、最も効果的な消防防災業務の執行を目指して、編成した予算でございます。その結果、予算総額は23億4,155万9千円で、前年度に比べ9.2%の減でございます。内容について申し上げますと、歳入につきましては、市町負担金を始め、危険物施設に関する手数料、県委託金、県補助金、基金繰入金及び繰越金を見込み、諸収入においては高速自動車道救急業務支弁金を、組合債では消防施設整備事業債を計上したものでございます。次に、歳出でございますが、主な施策について申し上げます。常備消防費では、高規格救急自動車1台を更新し、災害活動のバックアップをするため支援車を、テロ対策資機材といたしまして、生物剤チケットを、移動式高圧コンプレッサー、水難救助用資機材といたしまして、ウレタンボート一式を購入させていただきます。また、邑楽消防署に女子エリアを増設するため大規模改修を施工していくものでございます。

非常備消防費につきましては、各消防施設費において、消火栓の設置及び補修工事を実施し、消防水利の整備を図ります。また、館林消防団において、第4分団第2班の消防ポンプ自動車の更新と、第5分団詰所新築工事をするとともに、板倉消防団・千代田消防団では、詰所の改修工事を行い消防団活動の充実強化を図るものでございます。いまだ世界で猛威をふるうコロナウイルスではございますが、本年は上昇志向で消防活動及び各種行事に取り組み、現状維持に満足することなく、常に問題意識を持ち、職員一人ひとりが自らの仕事に誇りと情熱をもって職務にまい進するとともに、効率的かつ効果的な消防行政運営を進め、災害に強い地域づくりに努めてまいり所存でございます。以上、令和4年度予算の大綱について、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。4番黒野一郎君。
- 副議長（黒野一郎君） 4番黒野です。館林地区消防組合が消防施設整備計画で平成29年の4月からということで、令和4年度を迎えたわけですがその何年かの間で進捗状況が色々変化しながら改善されているのかいくつかお聞きしたいと思います。予算の関係もございましてそのへんも含めながら今厳しい現状でございましてよろしくお願いたします。まず1点目は館林地区消防組合には水防倉庫がございまして。4箇所あるわけですがけれども、必要ないというか色々な問題も含めながら必要であれば必要であるで結構ですけれども、1つの会場に一括して総合的に使う方法もあるでしょうけれどもそのへんの進捗状況を聞かせてください。2点目ですけれども、今消防団、そして詰所、車両がありますけれども一番少ないところでは板倉町が人口1万4千云々で5分団5車、詰所含めてありますけれども、他につきましては館林消防団18、明和消防団6、千代田が8、邑楽が12。その中に1分団の1とか2とかあるわけですが、人口を鑑みながら見ますと板倉は1万4千人口の中に5分団5車あるわけで、そのへんを含めて進捗状況の中で、先ほど管理者のほうから令和4年度も詰所の予算とか色々ありましたけれども、消防団の詰所1つ、車両1つなくなれば予算の関係も色々ありますけれども、地域の実情もあるわけですが、今日の中で40年も50年も前から同じような現状で消防が車両を継続して今後もやっていくのは厳しい状況だと思います。総合的に考えた消防組合のこれからの姿勢の中でやっていくには何らかの形で、消防署・各

署・機材を含めて段々良くなっていますから、消防署を中心にしながらやれば地域の消防団も団員不足などあるわけですので、そのへんをつめた中での進捗状況をご説明いただければと思います。救急車は遠くの病院まで運ぶという可能性もありますので、運ぶ途中エンジンが故障ということもあり得るわけですので、消防車、消防団の車両等も18年、20年その中で車両を変更する、交換するのが現状だと思います。しかしながら道具も良くなっているし、消防車の車両もかなり良くなっている。そう考えますとできれば1年でも2年でも長く車両を使えるような方向性も考えられるのですけれども、現状の中でその3点についてお伺いします。

- 議長（櫻井正廣君） 消防長福地保幸君。
- 消防長（福地保幸君） ただいまの黒野議員さんの質問にお答えします。水防倉庫につきましては、館林に4カ所、その他各消防署の敷地内にも水防倉庫がございます。現在赤生田の水防倉庫のほうは新しい本署に水防倉庫できましたのでこちらに集約しています。また傍示塚地内にある水防倉庫につきましてはだいぶ痛みも激しくなってきていますので今後は統廃合も考えながら水防倉庫の維持も含めて更新を考えていかなければならないと考えております。次に、消防団の維持ということでお話がありましたが、消防署を中心にとということですが、こちらにつきましては昭和45年に組合になって47年から現在の消防団の組織となっています。確かに昔から比べると社会の情勢も変わっておりますが、消防団につきましては国の方でも消防団を中心に地域の防災力強化ということで、消防力を下げることとはしないようにという通達もきている関係で、現状では当組合としては消防団の人数、また車両を減ずるとことは考えてございません。ただし消防団の詰所については再編計画等におきまして、その後詰所の整備に係る費用の削減ですとか、また適切な車両の運行のために人員を集約する形で事業を進めさせていただいています。次に、救急車、車両等の更新について延ばした方がいいのではないかとのご意見をいただきましたが、現状につきましては整備計画で定めた当時より若干変更させていただきまして18年以上ですとか、20年以上、または10万km以上で基準を変えさせていただいており、その時の車両の状況等を考えてできる限り更新年月を延ばしております。いずれにしろ点検整備をしっかりとっておりますので、基本的には短くなることはないように整備をしております。以上でございます。
- 議長（櫻井正廣君） 4番黒野一郎君。

- 副議長（黒野一郎君） 今消防長のほうから説明がありましたけれども、水防倉庫でございますけれども、必要がないわけではありませんけれども、こういう現状でありますので先ほど話があった建て替えという話がありましたけれども、なくても消防署にあればいいというようなそういうこと考えられることがあれば、4箇所、5箇所ではなくできれば少なめにさせていただくということも考えられると思いますので、そのへんもひとつご理解いただければと思います。先ほど詰所の関係もでございますけれども、同じ住所の中に1つの分団が1班、2班というところもあるわけですが、各消防署の設備が色々と道路も良くなり早く現着できる体制もあると思いますので、そのへんも含め消防隊の弱体化というのがありますけれども、同じ地域の中に住所をみますと1つ、2つ置いているところもありますのでそのへんもご理解いただければと思います。もう1点の消防車の車両は高額であって、さらには道路も含めて整備も点検も整っておりますので、先ほど消防長の話だと短くはならないけれども、できれば1年でも2年でも長く使っていただいて、整備が整っておりますので是非1、2年、3年と長く使った中での整備体制で臨んでいただければ故障も少ないと思いますので、そのへんをよろしく願いいたします。
- 議長（櫻井正廣君） 他に、3番遠藤重吉君。
- 議員（遠藤重吉君） 館林の遠藤です。一般会計予算に関する説明書の第3款消防費のところ、ページは26ページになるのですが非常に備消防費に関して伺いたいと思います。消防団活性化事業交付金というのが27ページの一番下にありますが活性化事業というのはどんな内容なのか伺いたいと思います。
- 議長（櫻井正廣君） 消防長福地保幸君。
- 消防長（福地保幸君） ただ今の遠藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。活性化事業につきましては各消防団ごとに違う事業を行っておりますが、例えば館林消防団では消防団祭りですとかそういった形で団員や家族をお呼びして慰労会を兼ねたバーベキューとか、そういったことをやっております。またディズニーランドにバスを借り上げて家族をご招待するとかそういった事業をするための費用でございます。
- 議長（櫻井正廣君） 3番遠藤重吉君。
- 議員（遠藤重吉君） ありがとうございます。その交付金を1市4町に交付しているわけですが、交付する金額の根拠はどこにあるのか教えてください。

- 議 長（櫻井正廣君） 消防長福地保幸君。
- 消防長（福地保幸君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。基本的には明確な基準といえますか、これは各市町の財政担当者との調整の中で決めさせていただいております。一人当たりいくらというのではなく、その事業に必要な経費ということで調整させていただいております。以上でございます。
- 議 長（櫻井正廣君） 3番遠藤重吉君。
- 議 員（遠藤重吉君） ありがとうございます。この交付金を見ますと館林が62万円、板倉町が25万8千円、明和町が23万3千円、千代田町が25万8千円なんですね。それと邑楽町が100万円になっています。これは団員の人数でこれはこうしているのかなと思っているわけですが、邑楽町が100万円になっているのはどうしてなのかお伺いいたします。
- 議 長（櫻井正廣君） 副管理者金子正一君。
- 副管理者（金子正一君） お答えいたします。団員の活性化事業について先ほど消防長のほうからお話がありましたが、子供を引率して親子で楽しんでいただく、ディズニーランドのほうに行っているということで計上してございます。
- 議 長（櫻井正廣君） 邑楽署長町田節雄君。
- 邑楽署長（町田節雄君） 質問にお答えさせていただきます。消防団の活性化事業ですけれども、消防団員の活動に関しまして家族の理解が大変重要になってきます。夜中出動するにも奥さんに声をかけて出動するという形になりますので、活性化事業によって消防団の労を労うこともありますし、今までの参加数から、消防団の90%以上が参加していただいているんですけれども、その参加人数をあわせまして計画を策定している状況です。以上です。
- 議 長（櫻井正廣君） 他に。質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第14号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。
- 議 長（櫻井正廣君） 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたします。

た。この際、管理者からあいさつをしたい旨、申し出がありますので、これを許します。管理者多田善洋君。

- 管理者（多田善洋君） 本日は、館林地区消防組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、全議案につきまして承認、可決を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、昨年は土砂災害、地震、豪雨災害など甚大な被害を及ぼした自然災害が立て続けに発生し、各地において尊い人命と貴重な財産が失われました。まだなお復興の途中にある被災地の方々の気持ちに寄り添いながら、この日の記憶を風化させることなく、職員一同不測の事態に備えるため、消防活動体制の充実強化、社会情勢の変化に対応した各種災害対策の推進など様々な取り組みを行い、住民の皆様への負託に応えるよう全力を尽くして参ります。また、新型コロナウイルス感染症の収束を願うところですが、今後も関係機関と連携を図りながら、出動体制に万全を期していきたいと思っております。結びといたしますが、本組合の所期の目的が十分達成できますよう、関係市町と連携を図りながら、今後の事業を円滑に進めていきたいと考えておりますので、議員各位には、健康に充分留意されまして、引き続きご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。
- 議長（櫻井正廣君） 以上をもちまして、令和4年館林地区消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後1時55分)

令和4年6月23日

館林地区消防組合議長

櫻井正廣

会議録署名議員

針ヶ谷稔也

会議録署名議員

関根慎市